特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉川村は、後期高齢者医療に関する市町村事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

玉川村長 石森 春男

公表日

平成31年1月17日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務					
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例に基づき、後期高齢者医療保険料の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ①後期高齢者医療被保険者資格の管理 ②納入通知書による後期高齢者医療保険料額の通知 ③後期高齢者医療保険料の納入状況の管理 ④後期高齢者医療保険に係わる証明書の発行 ⑤後期高齢者医療広域連合への情報提供					
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 福島県後期高齢者医療広域連合標準システム					

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)資格ファイル
- (2)賦課ファイル
- (3)給付ファイル

法令上の根拠

(4)収滞納ファイル

3. 個人番号の利用

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)

· 別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	く選択版 <i>></i> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
	行政手続における 別表第二の82、8		战別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

五川村役場 総務課 郵便番号 963-6392

住所:福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

電話: 0247-57-3101

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

支加本川村役場 健康福祉課963-6392福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地電話 0247-57-4623

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成	31年1月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[O]	内部監査 [] 外部監	<u></u> 査				
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行って	いる]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ ⁻ 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	ている				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月8日	初版作成				
平成31年1月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康福祉課長 須釜信一	健康福祉課長	事後	
平成31年1月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年1月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年1月17日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う修正